

● 社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

船橋市ボランティアセンター

ボランティアのしおり



お申込み・お問い合わせは

船橋市ボランティアセンター

〒273-0005 船橋市本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 3 階

TEL:047-431-8808 FAX:047-431-2678

～ 目 次 ～

ボランティアってなんだろう	1 ページ
ボランティアセンターとは	2 ページ
ボランティアセンターの役割	2 ページ
ボランティア活動の例	3 ページ
活動の場の提供	3 ページ
ボランティア登録	4 ページ
ボランティア活動10のルール	5 ページ
船橋市市民活動総合補償制度のこと (ボランティア保険)	5～7 ページ
地区社協とは	8～9 ページ



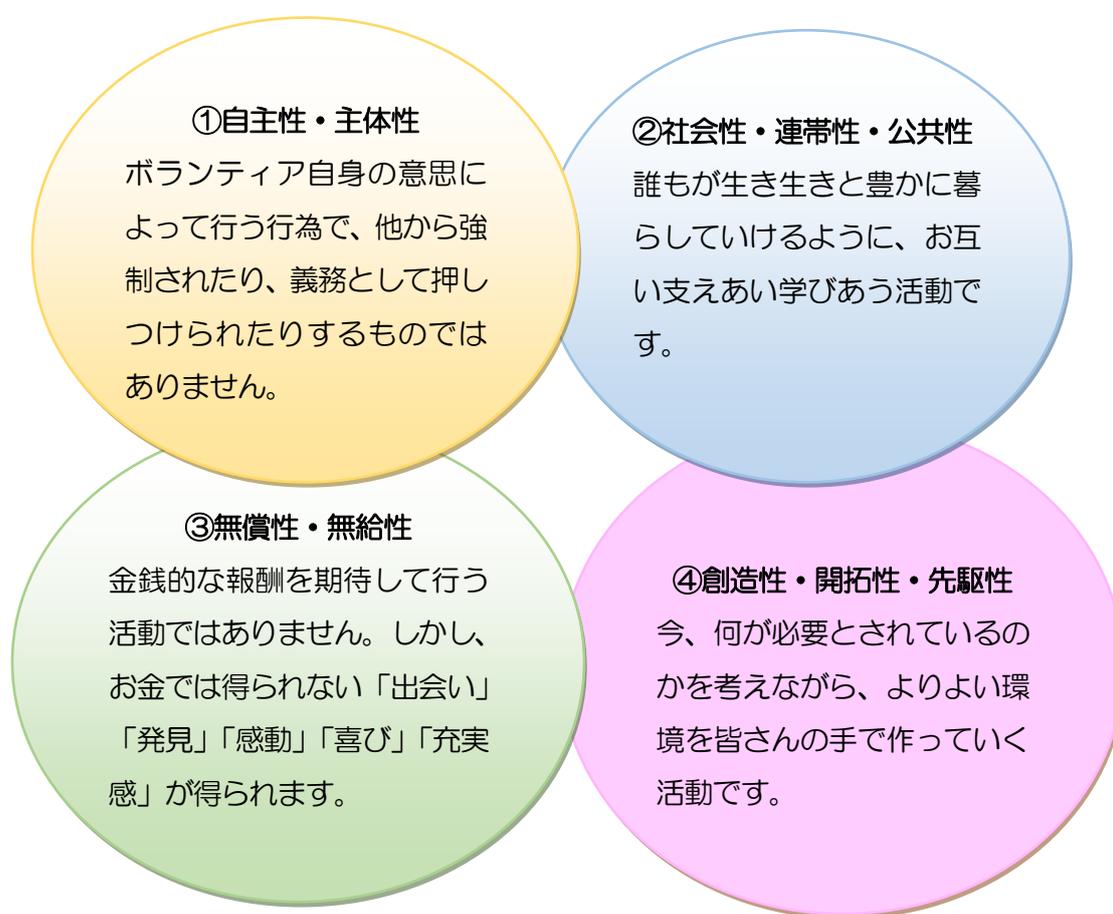
船橋市社会福祉協議会マスコットキャラクター

ふくしろ

ボランティアってなんだろう

ボランティアとは、「個人が自発的に決意・選択するものであり、人間の持っている潜在能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動である」と世界ボランティア宣言で定義づけられています。その活動には、自主性、無償性、公共性、先駆性という理念が掲げられ、これはボランティア 4 原則ともいわれています。船橋市ボランティアセンターでは、ボランティアを「自らの意思で、他人や社会のために行う非営利活動」と考えています。

【ボランティア4原則】



【ボランティアの語源】

ラテン語でボランタールという言葉から始まったとされる。英語でボランティア。1647年にイギリスの自警団が結成され、これが始まりだとされている。その後フランス革命やアメリカの南北戦争などの参加した志願兵をボランティアと言った。自発的に無償で参加したことから、このような行為をボランティアと言うようになった。



ボランティアセンターとは

ボランティアがともに集い、学びあいの場として、さらに連帯の輪を広げるための拠点（よりどころ）です。

また、ボランティア活動をしやすいようにボランティアに関する情報提供や環境整備、活動を推進していくため、さまざまな援助をしています。

ボランティアセンターの役割

■相談・紹介

- ボランティア活動をしたい人の相談や登録
- ボランティアを必要とする人や、施設からの相談
- ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする側との調整
- 地域で福祉活動を進めるうえでの相談

■研修・育成

- ボランティア活動に必要な知識や技術などの各種講座、研修会などの開催
- ボランティアに関する学習のきっかけづくり

■資料・器材の貸し出し

- 車イス、アイマスク、白杖、点字板
- 高齢者疑似体験用具、妊婦体験用具

※原則として、船橋市内の学校、公的機関、
公共施設、福祉施設等に予約制で貸出しています。



受付電話番号 047-431-8808

予約受付時間 9:00~17:00

貸出し・返却受付時間 9:00~16:30

ボランティア活動の例



■自宅や職場でできる活動の例

使用済み切手の収集、物品（未使用のタオルなど）の寄付など

※物品の受取先はこちらにお任せいただきます。

■地域の中でできる活動の例

地区社会福祉協議会事業・活動のお手伝いなど

■福祉施設でできる活動の例

行事の手伝い、入所者の話し相手、洗濯物たたみ、レクリエーション活動、植樹等の手入れ、掃除、理美容、楽器の演奏、コーラス、踊りの披露など

■その他

イベントのお手伝い、点訳・朗読など

※身体介護など直接身体に触れる活動は対象外となる場合があります。

活動の場の提供

詳しくは、船橋市ボランティアセンターのホームページ「ボランティア活動をしたい」をご覧ください。また、フェイスビル 5F 市民活動サポートセンター、船橋市中央図書館、ボランティアセンターにて冊子を配架しています。その他ご自宅近辺での活動を希望される方は地区社会福祉協議会のご案内などもさせていただきます。（P8「地区社協とは」参照）

詳細は（431-8808）までお問い合わせください。

船橋市ボランティアセンター ホームページ

二次元バーコード



ボランティア登録

ボランティア活動前に登録手続きをお願いいたします。

初回の登録手続きはボランティアセンター窓口に直接ご来所ください。

登録は1年度（登録日～翌年3月末日まで）となり、毎年3月までに登録更新手続きを行います。登録更新時は、1年間の活動報告をしていただきます。

※登録と同時に船橋市市民活動総合補償制度（ボランティア保険）に加入となります。

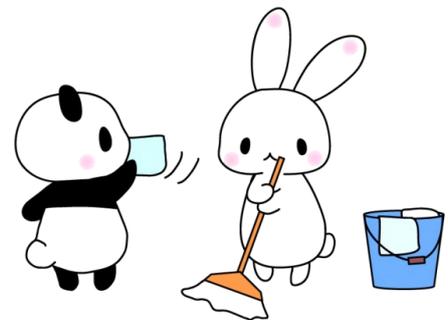
■登録要件

- ①ボランティア活動先及び活動開始日が決定していること
- ②主な活動場所が船橋市内にあり、市内で継続的かつ計画的に福祉活動が無報酬（実費弁償程度の場合を含む）で行う、5名以上で自主的に組織され、構成員の70%以上が船橋市内在住者のグループ
- ③活動場所が船橋市内にあり、市内で継続的かつ計画的に福祉活動が無報酬（実費弁償程度の場合を含む）で行う個人

■登録対象とならない主な活動

- ①海外における活動
- ②学校管理下における活動
- ③特定の政党若しくは宗教に係る活動
- ④営利及び自己のために行う活動
- ⑤職業として行う活動
- ⑥会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ・レクリエーション・趣味・教養・文化等の活動

※その他該当しない場合があります



ボランティア活動 10 のルール

- ① できることから始めましょう
- ② 相手に必要な手助けをしましょう
- ③ 無理のないスケジュールで活動しましょう
- ④ 約束は必ず守りましょう
- ⑤ 秘密を守りましょう
- ⑥ 学ぶ姿勢を忘れないようにしましょう
- ⑦ 宗教や政治活動とは区別しましょう
- ⑧ 積極的に、かつ謙虚に振る舞いましょう
- ⑨ 家族や職場の理解と協力を得たうえで活動しましょう
- ⑩ 安全対策に充分配慮しましょう



船橋市市民活動総合補償制度のこと (ボランティア保険)

この保険は、

- ① ボランティアが活動中にケガをした場合の「傷害補償」
 - ② 第三者の身体又は財産に損害を与えた場合に賠償金を支払う「損害賠償補償」
- をセットにしたもので、その主なあらまはは次のとおりです。

■補償期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで（加入年度）です。なお、中途加入の場合は加入日（ボランティア登録受付日）から有効です。

■加入できる方

ボランティア登録要件を全て満たしている方（P4「ボランティア登録」参照）

■加入手続き

活動前に窓口にご来所の上、ボランティア登録申請書などを記入していただきます。

■この保険でいうボランティア活動中とは

- ①無報酬であり、かつ自助活動他ではないことが条件となります。
- ②活動場所への往復途上やボランティアの学習会、活動の企画、運営会議などへの参加も活動中とみなします。
- ③原則、船橋市内での活動に限られます。

補償の種類と内容については7ページ補償の種類と内容をお読みください。より詳しい内容は以下の船橋市ホームページをご参照ください。

船橋市市民活動総合補償制度パンフレットページ

二次元コード



船橋市市民活動総合補償制度の対象外となる活動の場合は、ボランティア活動保険や行事保険等（いずれも有料）への加入をお勧めいたします。

ふくしの保険ホームページ

二次元コード



補償の種類と内容

1・傷害補償

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者等及び市民活動参加者が死亡又は負傷した場合に補償します。

【補償内容】

補償区分	補償限度額(1人あたり)	内 容
死亡補償	500万円	事故発生日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき
後遺障害補償	15～500万円	事故発生日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害を生じたとき
入院補償	日額 3,000 円	事故発生日から180日までの入院を限度
手術補償	30,000 円 60,000 円 120,000 円	入院補償金が支払われる場合、その傷害の治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じて保険契約約款に定められた倍率(10、20、40 倍)を乗じた額
通院補償	日額 2,000 円	事故発生日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度

※指導者等が定めた集合、出発又は解散場所と市民活動参加者の住居との通常の経路往復中も対象となります。
※日射病・熱射病等の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒による事故も補償の対象となります。

※以下の事故は、対象外です。

- 指導者等及び市民活参加者の故意による事故
- 指導者等及び市民活動参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- 指導者等及び市民活動参加者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故（ただし、日射病、熱射病等の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒による事故を除く）
- 指導者等及び市民活動参加者の医学的他覚所見のない頸部症候群又は腰痛
- 戦争、変乱、暴動による事故
- 地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故
- 山岳登山、スキューバダイビングその他これらに類する危険な運動による事故
- その他保険契約に係る約款等によるもの

2・損害賠償補償

指導者等が、市民活動中の過失により、市民活動参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に補償します。

【補償内容】

〈免責額（事故負担額）1 事故（補償区分毎）5,000 円〉

補償区分	補償限度額	内 容
身体賠償	1 人につき 6,000 万円まで/1 事故につき 2 億円まで	第三者の身体に損害を与えたとき
財物賠償	1 事故につき 100 万円まで	第三者の財物に損害を与えたとき
受託物賠償	1 事故につき 100 万円まで	第三者からの預かり品等に損害を与えたとき

※以下の事故は、対象外です。

- 戦争、変乱、暴動、労働争議等による事故
- 地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故
- 指導者等又はその代理人の故意による事故
- 建物や施設の改築・修理などに起因する事故
- 指導者等及び市民活動参加者が所有、使用、管理する自動車に起因する事故
- その他保険契約に係る約款等によるもの

地区社協とは



地区社会福祉協議会（略して「地区社協」）では、ミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、地域福祉まつりなどの事業を行っています。

事業内容などのお問い合わせは、各地区社会福祉協議会又は船橋市社会福祉協議会までお願いします。

※地区社会福祉協議会は、月曜日から金曜日（土日祝日、年末年始は除く）の原則午前10時～午後3時までです。

ただし、公民館が休館の時にはお休みになる場合があります。また、お住まいの地域により管轄となる地区社協が異なります。

地区社協名	〒	住 所	電話
宮本	273-0003	宮本6-18-1 宮本公民館敷地内	047-421-1018
湊町	273-0011	湊町1-11-19 南老人福祉センター内	047-433-9150
本町	273-0005	本町 1-10-10 船橋商工会議所会館2F	047-434-6556
海神	273-0021	海神6-3-36 海神公民館内	047-437-2207
葛飾	273-0031	西船4-17-3 西船橋出張所内	047-437-6633
本中山	273-0035	本中山1-6-6 西部公民館内	047-336-7011
塚田	273-0044	行田2-4-1 行田東小学校内 ※R8.3 まで	047-430-7345
	273-0042	前貝塚町 601-1 塚田公民館敷地内 ※R8.4 以降	
法典	273-0047	藤原7-33-7 法典公民館内	047-430-8077
夏見	273-0865	夏見2-29-1 夏見公民館内	047-425-3808
高根・金杉	274-0817	高根町2885-3 高根公民館内	047-438-5671
高根台	274-0065	高根台1-2-5 高根台公民館内	047-467-4551
高芝	274-0814	新高根1-12-9 新高根公民館内	047-469-5050
前原	274-0825	前原西2-21-21 東部公民館内	047-471-8121
二宮・飯山満	274-0822	飯山満町1-950-3 飯山満公民館内	047-424-0317
葉円台	274-0077	葉円台5-31-1 船橋市社会福社会館内	047-469-6118
三田習	274-0072	三山8-19-1三山市民センター内	047-471-3325
習志野台	274-0063	習志野台1-6-7 ライツC号室	047-465-0250

地区社協名	〒	住 所	電話
二和	274-0805	二和東5-26-1 二和公民館内	047-447-3711
三咲	274-0812	三咲3-5-10 三咲公民館内	047-440-2161
八木が谷	274-0802	八木が谷2-14-6 八木が谷公民館内	047-448-7713
松が丘	274-0064	松が丘4-32-2 松が丘公民館内	047-468-6120
大穴	274-0067	大穴南3-19-1 海老が作公民館内	047-464-8581
豊富	274-0053	豊富町4 北部公民館内	047-457-1552
坪井	274-0062	坪井町1371 坪井公民館内	047-402-0933

＝お気軽にお越しください＝

〒273-0005 千葉県船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3F

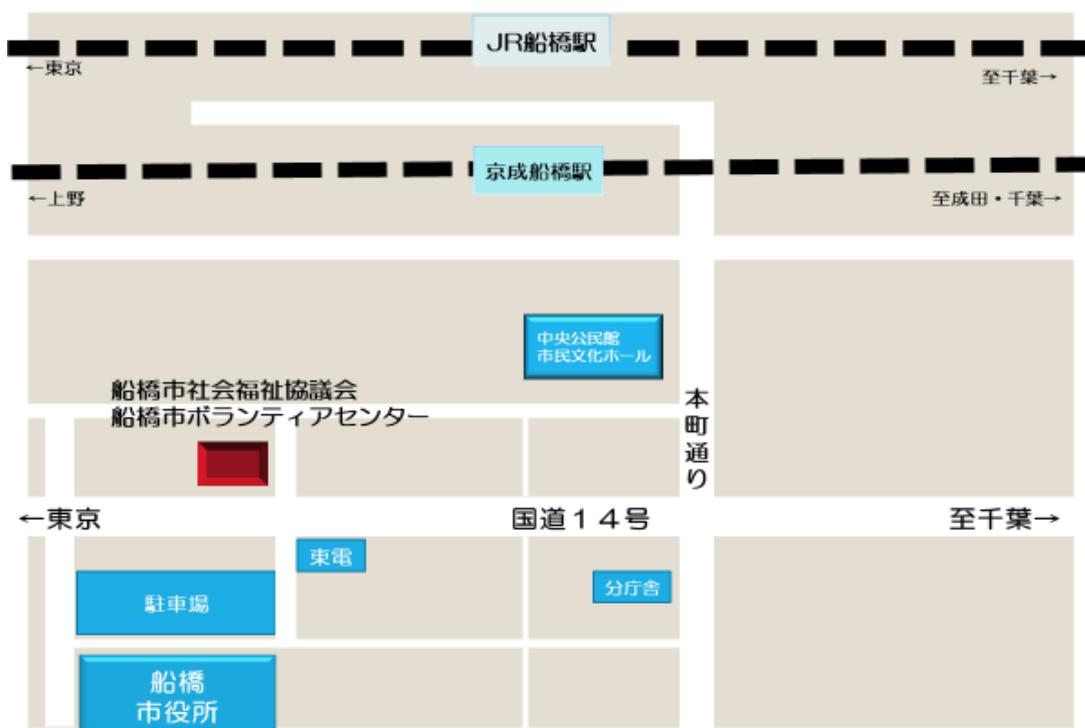
TEL 047-431-8808 (船橋市ボランティアセンター)

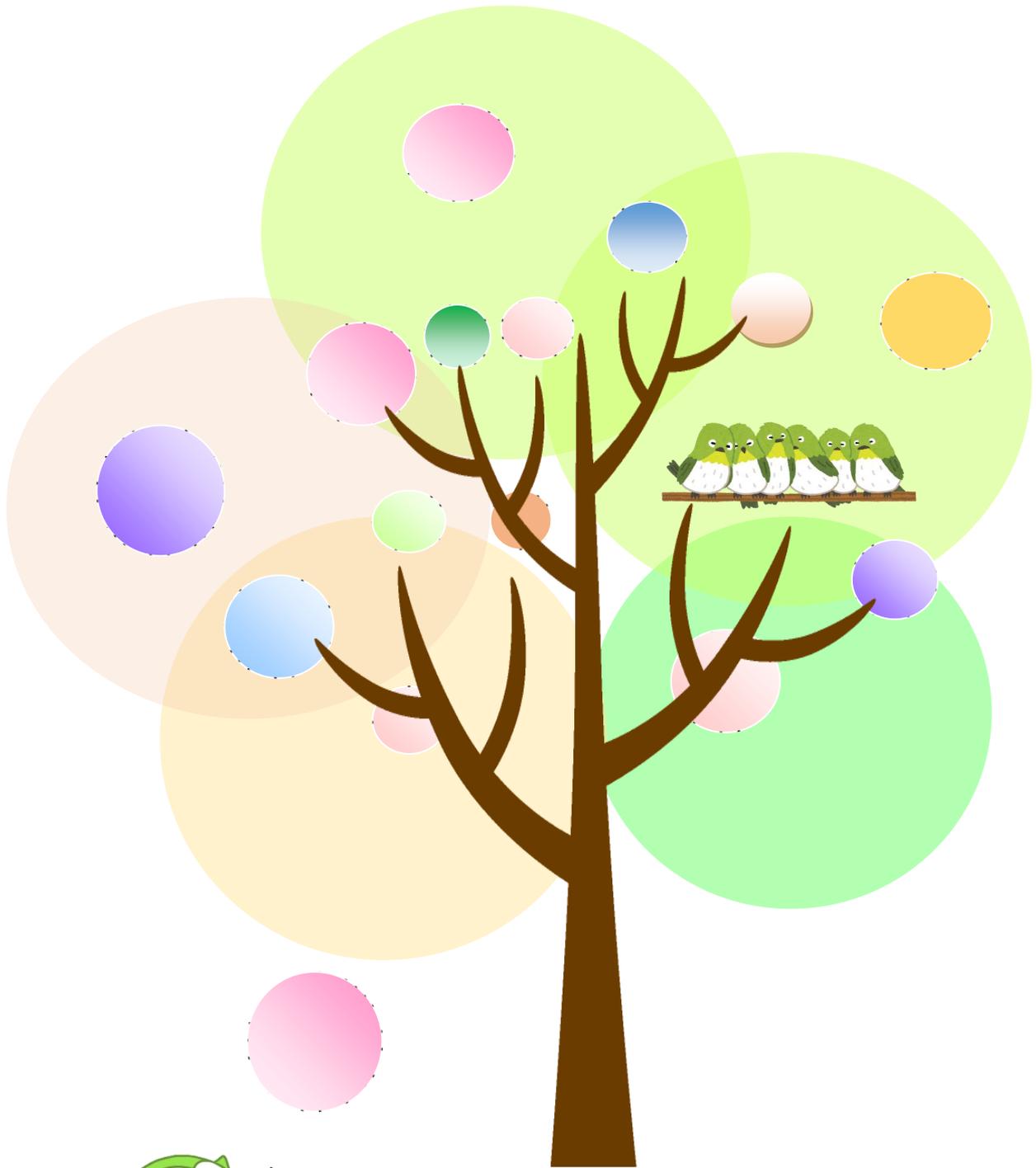
TEL 047-431-2653 (船橋市社会福祉協議会)

FAX 047-431-2678

開所時間 (月)～(金) 9:00～17:00 まで (土日祝日年末年始を除く)

https://www.funabashi-shakyo.or.jp/volunteer_center





お気軽に
お問合せ下さい